

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年10月28日

照会先

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
主任監察監督官 土谷 啓二郎
電話 011-709-2311 (内線 3545)

報道関係者 各位

無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します ～ 11月2日(土)、労働基準監督官が相談に対応～

厚生労働省北海道労働局(局長 ^{みとみ}三富 ^{のりえ}則江)では、11月2日(土)を特別労働相談受付日とし、**労働基準監督官**による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、長時間労働や賃金不払残業の解消に向けた「過重労働解消キャンペーン」の取組の一つとして行うものです。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準法の考え方の説明や、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報の受付、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。

「過重労働解消相談ダイヤル」概要

フリーダイヤル

なくしましょう **ながい** 残業

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3 (携帯電話からも無料)

受付日時 **11月2日(土) 9:00～17:00**

《参考》上記以外の電話相談や情報提供受付窓口

北海道労働局・道内各労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件に関する相談のほか、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

[電話番号] ^{はい！労働}0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

[相談対応時間・曜日]月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



11月1日(金)から11月7日(木)(11月3日(日・祝)、11月4日(月・振替休日)を除く。)までを「過重労働相談受付集中期間」とし、労働条件に関する相談や労働基準法などの問題がある事業場の情報を積極的に受け付けています。